

第二十八回 参議院通信委員会會議録第九号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)午前
十四時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員 宮田 重文君
理事 手島 榮君
松平 勇雄君
山田 節男君
長谷部ひる君

委員

石坂 豊一君
黒川 武雄君
新谷寅三郎君
前田佳都男君
横川 信夫君
三木 治朗君
光村 甚助君

國務大臣

郵政大臣 田中 角榮君

郵政事務次官 最上 英子君
電気通信監理官 松田 英一君
郵政省郵務局長 板野 學君
郵政省貯金局長 加藤 桂一君
郵政省簡易 大塚 茂君
郵政省簡易 大塚 茂君

事務局側

常任委員 勝矢 和三君
会専門員

○本日の會議に付した案件
○お年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○電話加入権質に關する臨時特例法案(内閣送付、予備審査)

○簡易生命保險法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(宮田重文君) それではただいまから委員會を開会いたします。

○政府委員(最上英子君) たいだいま議題となりましてお年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律の一部を改正する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

現行の法律は、郵便はがきにお年玉をつけることと、郵便はがきや郵便切手に寄付金をつけることとの二つの内容を持つてゐる法律であります。今般改正しようとしておりますのは寄付金に關する部分でございます。現行法は、昭和二十四年に制定されたのでございまして、当時は終戦後日浅く、社会情勢は、いまだ十分安定しておらなかつたため、寄付金額にいたしましてもそう多くを望み得ない試行的状況のもとに、さしあたり急いで現行法のような内容をもって立法せられたものであります。従いまして、その關係条文も、わずかに一カ条という簡単なものでありまして、手続的にもかなり不十分なものを残して、実施後の状況によりまして早晩改正せらるべきものと考えられておつたのであります。その後鋭意研究いたし、政府内部の意見調整に努めました結果、本改正案を提出するに至つた次第であります。

その改正の要点について申し上げますと、第一は、寄付金を配分する対象の範囲を拡張いたそうとするものであります。現行法によりますと、郵便はがき等に付された寄付金は、社会福祉の増進を目的とする事業に対して配分されることになっております。この制度を始めました昭和二十四年度ごろには、寄付金額はせいぜい一億五千万円程度にすぎず、また、戦後の社会情勢から見まして、このような規定をしたわけでありまして、この寄付金つきはがき等の消化能力は、社会情勢の安定とともに逐年増大し、今日では年間五億を上回る状態であり、本年までの統計は三十五億にも達しております。一方、十年の経過の間に、新しい社会的解決を要請される問題で國民の好意によるものがふさわしい分野も拡大し、各方面からの要望もありますので、第一に、風水害、震災等の非常災害の場合の救助、第二に、ガン、結核、小児麻痺等いまだ治療法の完全な解決を見ない疾病の学術的研究と治療、第三に、原爆被災者に対する治療

の他の援助を行う団体にも寄付金の配分を行うことができるようにいたしましたと考えたのであります。

第二は、寄付金つき郵便はがき等の発行手続を整備いたそうとするものであります。すなわち、はがき等の発行前に國民に寄付目的、発行枚数、寄付金の額および寄付金の配分を受ける団体の名称を告示しまして、あらかじめ寄付の趣旨を公開しておくことになしたいと存じます。また、寄付金の配分を受ける団体の指定および配分額の決定は、寄付目的の拡張ということに應じ、団体の事業を所管する大臣と協議した後、郵政審議会に諮つてからすることとし、配分額の決定についてはその団体ごとに配分額を公示することになしたいと存じます。

第三は、郵便募金管理会という特殊法人を設立いたそうとするものであります。この法人は、寄付金の管理およびその用途の適正をはかることを目的としております。その業務は、寄付金の受け入れ、保管、交付および寄付金の用途の監査等を行います。現行法によりまして、これらの点について責任の所在が不明確でありますので、責任のある団体に寄付金の処理をさせることが適当と考えられるからであります。さらに加えて、従来の寄付金の使途状況から見まして、計画が具体化するまでに半年から一年間の時間を要しているものが大半であり、かたがた今回の改正により災害救助等の未確定要素も保

管させることが寄付金の適正な取扱いをすることにもなると考えられます。第四は、寄付金の使途の適正をはかるための措置をいたそうとするものであります。寄付金の使途の適正をはかるため、通信大臣は、寄付金の配分を受ける団体の事業を所管する大臣と協議し、かつ、郵政審議会に諮つて当該団体の守るべき準則ともいふべき事項を定めることができることとし、あわせて管理会に対して、通信大臣が所要の監督をすることができることとしたのであります。

電話加入権に質権の設定を認めることとした場合は、これらの権利関係の公示の方法を必要といたします。が、不動産登記のような登記制度を採用いたしません。これは、実務上、日本電信電話公社に対し、いたずらに事務の複雑化あるいはむずかしい法律上の実務を要求することとなり、臨時的な時限立法である点をも考慮いたします。妥当でなく、また、もともと電話加入権の担保価値が少額でありますので、質権の履行に当り一般の強制執行の方法によりますことは、電話の担保化が不利・不便になりまます等のために、簡易な登録制度の採用、質権者の範囲の限定、質権履行手続の簡略化、日本電信電話公社及び加入者に一定の制限ないしは義務を課すること等一連の規整を行ひまして、日本電信電話公社の事務上の複雑化を救うとともに加入者、質権者の利益を保護し、この電話加入権の担保制度の円滑な運営をはかるうとするものであります。

この法案のおもな内容について申し上げますと、第一は、質権の目的とすることができず、現に電話取扱局に収容されている電話の電話加入権に限定することとし、質権者の範囲は、さきに述べました理由から一定の金融機関等に限定することとしたしました。質権の履行手続につきましても、質権者の範囲を特定することにより民事訴訟法第六百二十五条第三項に規定されております特別の処分として裁判所が質権者自身に電話加入権の換価を命じ、あるいはその換価に当り鑑定人による鑑定を要しない等簡略な実行方法をとることができるとし、少額融資を目的とする電話加入権によ

る金融を実効性あるものとするよう配慮いたしております。第二は、二重質、転質につきましても、電話加入権による金融が少額であるため金融取引の実際から見て重大な支障もなく、また、簡易な登録制度をとっておりますので、法律関係を簡素にいたしまして困難な法律問題の発生をできるだけ避けるため、これを禁止することとし、また、流質につきましても、加入者の保護をはかるためにこれを禁止することとしていたしております。第三は、質権の得喪・変更は、登録によつてこれに對抗力を与えることとし、これを公示することによつて権利関係を明確化いたしますとともに、質権の設定が認められることによつて、電話加入権の移転あるいは滞納処分または強制執行による差し押え等の処分の制限との間に複雑な権利関係が生じますために、付則において公衆電気通信法の一部を改正するとともに、本法においてもこれらの点を調整することとしていたしております。

第四は、質権が設定されている加入電話の加入者が、加入契約の解除または加入電話の種類の変更その他電話加入権の担保価値に影響するような請求等を公社に対してするために、質権者の同意を要することとしたしまして、質権者の保護をはかりますとともに、日本電信電話公社が法律に基いてこのような行為をいたし得るときは、これを質権者に通知することとしたしております。また、質権の実行手続に入りましたときは、裁判所に申請して、一定期間質権の目的となつてゐる電話の通話停止を裁判所が命ずることができるとして、実行期間中にお

ける電話の担保価値の減少を防ぎ得るようにする等電話加入権の担保化に必要な規整をいたしております。以上が、この法律案を提案いたしました理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決下さいませうお願い申し上げます。

○委員長(宮田重文君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(宮田重文君) では速記を始めて。
○委員長(宮田重文君) では、簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回は引き続き、質疑を行います。○光村基助君 この間の質問の中で保険局長が二十年満期の保険で、民間が四百七十七円ですが、簡易保険が四百七十円で七円安い、こういうお話だったので、これはあれですか、民間の保険会社では、初め一年に五千円とかいう保険料をきめますと、毎年これは安くなつてきておられますね、配当があまりから、その分を計算しても、やはり簡易保険の方が安いのですか。
○政府委員(大塚茂君) お答えを申し上げます。この間申し上げましたのは、表定保険料—結局正式にきまつてゐる保険料でございます。配当を差し引く場合の計算は、また別なことになるわけでございます。この間もちよつと申し上げましたように、現在民間では運用利回りが相当高くなつておりますので、配当が相当多くなつております。従ひまして、現在の配当がいつまで続くかというのが問題でございますが、ただいまのところの配当を

計算に入れますと、かえつて民間の方が実質保険料においては少し安くなるというふうなことになるかと存じます。○光村基助君 だから、結局は簡易保険の伸びもやはり悪いという原因はここにあると思つておられます。ただ表面、第一回の保険料だけは確かに簡易保険が安いでしょうが、今、局長のお話のように、配当金を入れると民間保険がこれはずつと安くなると、民間の方では、やはり十数万、二十万だという保険をどんどんやるということになると、勢いこれは簡易保険の分野というものが荒されて、結局募集難なことで、従業員にしわ寄せが来ることも事実なんです。それからこの前の質問で、ほかの先生からもお話をあつたように、非常に零細な人の金を集めておる簡易保険なんです。これはやはり運用の利回りをよくして、なるべく長期還付金ですとか、保険金をやはりふやしてやるという制度を作るといふことで、民間のように利回りをよくしなければ、こういうことはやはり成り立たないと思つておられます。ただ、資金運用部に預けておる利回りが年五分五厘なんてことは、だれが考えてもこれはけしからぬことで、簡易保険で集めた金を貸付先も法律で定める、利回りも法律で制限して六分—今、平均三厘ですか、そういうので押えられていつては、簡易保険を創設した当時の私は意義も失うと思つておられますが、この点について大臣は今後どういう折衝をなさるおつもりですか。

○國務大臣(田中角栄君) 少額の契約を民間から排除しようという考えも一部にございますようでありますが、これは今の法律ではなかなかかむし

いようであります。しかし、私は零細な、しかも、そのままにしておけば消費に回るものが国の資金となる簡易保険や郵便貯金の利子に対しては、相当抜本的な考えをしなければならぬというふうな考えをしております。今も、現在大蔵委員会からもそういう質問が出るようでありますが、今年度六千円、二カ年据え置きの減税をやりましたら、このようなことをやるのであるならば、こういうことをやめて簡易生命保険及び郵便貯金の利率をもつと上げような抜本的な施策をする方がより効果的だといふような意見も専門家の間にあるわけでありますが、私はこういう考え方が正しいと考へております。なお、簡易生命保険の運用金は、今までの例からいいますと、資金運用部の資金と同じように、どうも地方還元ということだけが大きく打ち出されておりましたので、公共事業という面から、できるだけ安くだけ制限を受けておられますが、私は現在の段階においては、簡易生命保険の運用金の対象はもつと広げなければいけないし、もつと利率は合理的なものにしなければいけないと考へております。まあ大蔵省が六分五厘で貸して六分三厘しか払わないといふようなこと自体がおかしいので、しかも、郵便貯金において、年々繰り入れを行ひ、それはいつか返さなければいかぬというふうなことでありますから、こういうものは自主的な運用といふことを前面に打ち出すといふことには、まだいろいろな考え方もあるようでありますが、いずれにしても、高率の利回りに回らなければならぬといふことは当然であります。その意味で大蔵当局とも話

をして、今年度は電電公社や国鉄にも
幾らか貸し付けることにいたしました
し、まあできれば近く、法律案の改正
で国会の審議を仰いでいるので、も
う少し高率で回って、少くとも簡易保
険事業が創設せられた当時の目的が
達成できるような措置はどうしてもと
らなければいかぬと、こう考えておる
わけでございます。

○光村基助君 民間の人たちは簡易保
険の最高制限額を引き上げるといふこ
とを民業圧迫だと、こういうことを
言っているのです。去年もこの問題
で平井大臣にもだいたいお願いをしたの
ですが、民間保険は下は幾らでもやれ
るのだ、上も幾らでも無制限にやれるの
だ、しかし、簡易保険だけは最高を制
限しているのだと、そういうことに對
して、私自身非常に矛盾を感じている
のですがね。ただ、民間保険を三十万
以下をやつていけないということにな
ると、これはまあ独禁法が何かに触れ
るさうですけれども、この面について
もう少し何とか研究してやらなければ
ば、簡易保険の将来というものは非常
に私は危ないと思つております。その
点、大臣、どうお考えになりますか。

○國務大臣(田中角榮君) 私は、原則
的な考え方といたしましては、戦後の
日本の経済は非常に浅いのであります
し、これからまだ将来も相当苦しい金
融情勢を乗り切つていかなければなら
ないということであり、その意味
からいいますと、どうしても政府資金
というものが必要であるということ
論を待たないわけであり、戦前は
御承知の通り、日銀及び銀行法も、相
当財政資金に準ずるものとして、時の
政府がいろいろな情勢において、利子

も、すべて行政措置ができたのであ
ります。御承知の通り、マッカー
サー・メモランダムによつて、抜本的に
法律は改正せられて、一切市中金融と
いうものに対しては、財政当局が口を
出せないというふうな、まあ名前は自
立であります、ある意味からいふと
野放しの状態になっております。こう
いう状態は戦後の日本の経済を復興せ
しめるということとは、これはもう實際
問題から考えると至難なわざでありま
す。でありますから、市中金融がより
合理的に政府の財政方針にのつとつて
厳密に使われるということがどうして
もできない場合においては、基礎産
業、隘路産業、国家がどうしても経済
復興のために必要なものに對しては、
計画的に資金を投入しなければならな
いということであるならば、どうして
も政府資金にたよらなければならぬ
わけであり、三十三年度等は剰余
金も相当あるということ、こういう
状態を基礎にして安逸の夢をむさぼつ
てはならない、こういうときこそ、政
府資金の将来、それが合理的な、また、
効率的な運用というものを對しては、
抜本的なものが考えられなければなら
ないと、こういう考えでおるわけであ
ります。でありますから、私は政府関
係機関や基礎産業に大幅に投下をせら
れる政府資金の原資の確保には十分努
めなければならぬ、そういうことで
あるならば、簡易生命保険や郵便貯金
というものに対しては、今までの民業
圧迫というふうな考えではなく、もつ
と抜本的な育成方法を考えるべきだと
いうふうな明瞭に割り切つておるわけ
でございます。

○光村基助君 局長にお願いし
ます

が、衆議院での付帯決議の第二項を
ちよつと読んでくれませんか。私、こ
こに持つてきていませんので、忘れた
のですが、まあ一項から読んでもらつ
て……

○政府委員(大塚茂君) それでは衆議
院で付されました付帯決議を朗読いた
します。

一、最近における経済情勢の推移に
かんがみ、今回の簡易生命保険の
保険金最高制限額の引き上げをも
つては、なお簡易事業の使命
を果すにゆうぶんでないと認め
られる、よつて政府は、なるべく
近い時期に、右最高制限額を更に
引き上げるよう措置すべきであ
る。

二、現在、簡易生命保険事業と民間
生命保険事業とは事業経営上競合
するところがある、よつて政府
は、両者の事業性格の差異を檢討
し、各その性格に合致する経営方
式につき研究を進めるべきであ
る。

右決議する。
以上であります。

○光村基助君 私がさつき質問したの
とこれとまあ非常に関連があるわけな
んですが、はつきり、じゃ、民間生命
保険を三十万円とかあるいは四十万円
以下やつちやいけないということは、
これはまあできないわけですが、こ
ういうことを付帯決議をされると、こ
れは民間保険の方ではこれを利用して、
簡易保険の分野が非常に狭められると
いうようなことはないですか。

○國務大臣(田中角榮君) この付帯決
議がつけられる前にも十分の御質問が
あつたわけであり、これは狭め

られるというよりは、広げられなければ
いかぬと、こういう趣旨の決議でござ
います。であります、簡易生命保
険の特性を生かすためには、しかも、
最高制限額が二十万円ないし二十五
万円というふうな制定をせらるる以上
は、民間生命保険は少額のものやっ
ちやいかぬ、こういうものをやるべき
だと、しかし、それが独禁法その他の
法令に抵触をできないならば、民
間資金と同じように制限を撤廃すれば
いいじゃないかと、こういう議論のう
ちはらになるわけであり、がしか
し、まあ民業圧迫ということも十分考
えなければいかぬので、その場合に
は、同じ状態にしておいて利率が幾ら
か下つておれば、それでも民業圧迫に
はならないじゃないか、しかし、そ
ういふ問題は今軽々に委員会としても即
断できないので、この法律案が通過を
することを契機にして、近い将来に政
府は明確な結論を出すべきであると、
こういう趣旨の決議でございますか
ら、狭めるというふうなことはな
く、簡易生命保険そのものに対する
抜本的な一つの考え方を次の国会には
出すべきであると、こういう決議で
ございます。

○光村基助君 それでわかりました。
保険局長にお伺いしたいのですが、あ
なたが書かれた何か論文の中で、通信
世界という雑誌の中に、事業費は民間
保険より安い、もつと事業費を引き
下げなければならぬ、ということが出
ていたわけですが、この事業費を引き
下げるといふことは、結局は従業員の
しわ寄せになるんじゃないですか。

○政府委員(大塚茂君) 事業費を引き
下げるといふことは、私も常々申して

おることでございますが、これはこの
前の委員会のときもちよつと申し上げ
ましたように、何も人件費を減らすと
か、物件費をたたくという消極的なや
り方でなしに、むしろ高額契約、ある
いは長期の契約をたくさんとるとい
うことによつて、総体的に事業費率が低
下していく、こういう積極的な方法に
よつて事業費率の引き下げをやりたい
ということでございます、人件費を
たたくとか、そういうふうな意味で申
上げたわけではもちろんないわけ
でございます。

○光村基助君 ことしの募集目標は幾
らですか。

○政府委員(大塚茂君) 予算上は十七
億でございますが、実行の最低目標と
いうのは、前例によりまして十五億と
いうふうになっております。

○光村基助君 去年と同じですか。

てられても、従業員が苦勞しておるところがだいたいあるんです。また一つ例を引けば、三重県で特定局の郵便局長が募集をやらないというので、だいたい局長にじめられて自殺した例があるんです、三重県で。それからつい四、五日前の新聞でも、東京の目黒の郵便局長が募集に行つて、うそのことを言つて募集をした。何か六カ月かけたら、あとはもうかけなくてもいいんだというふうなことを言っている。ほかの集金人が行つたときに、それがわかつてしまつて、けしからぬじゃないか、前の人に来てもらつて下さい、こゝういったところが、前の人とは転動してないのだ、こゝういうそをついてるのです。事実、目黒の局に行つたらその人がおつたというのです。そういう無理な募集をしておるといふ事実を認めなければいけないと思つて、こゝういう点、どうです。一つ、前の局長は去年そういう答弁をされて、そゝういう例は二、三の例で、募集目標は楽だとおつしやつたんですが、今でもやはりそゝういうお考えですか。

○国務大臣(田中角榮君) これは私が就任をいたしました当時も、たしか委員会が質問をいたしましたと思つて、私は当時の昭和三十一年度の目標が的確であるかどうかということ、私にもなかなかわかりませんでしたが、私にお、去年は非常に経済情勢が悪い時期でありましたから、非常に無理じゃないか、また、無理な状態を強行するようなことではないかぬということ、省議でも、また省局長会議でも十分注意をいたしております。しかし、保険の募集は、年度末が近づくと従つて、非常に成績はよく、うまくいつております。

しかし、うまくいっているからといって、その陰に目に見えない状態において、今御指摘になつたような苦しいやり方をやっておつてはならないから、周知徹底せしむるようになつて、相当強要を求めたとして、三十三年度に一億ふやしたといふのは、もう少し、もう二、三億ふやせるのではないかと、うその意図もあつたのです。あつたのですが、無理な指示目標額を作つたことによつて無理をしてはならないし、また、簡易生命保険及び郵便貯金に対しては、抜本的な一つもの考え方をしなければいかぬのだからということである結果、無理をしない方がいゝだらう、一億くらゐふやすということに對しては、国会の御決議前ではありましたが、制限額も二十五万円に間違ひなく上るのだし、そゝういう意味で一億程度のものであるならばやれるだらう、しかも、無理をしてはいかぬ、地方の部長会議も開きました、で、どうだということ、慎重に審議をいたしました結果、一億ふやすくらいであれば妥当な線でしょう、実際はそれよりも上るかもしれないということでありましたが、億増ということでありました、そゝういふ問題が起きないように周知徹底せしむるつもりでございます。

○光村基助君 これも通信世界に書いてあつたんですが、募集年度といふのですか、何といふのですか、一月から十二月までですね、それを会計年度と同じように四月から三月三十一日までやつてくれないか、こゝういう声が多いのです。こゝういふのは、お百姓さんの金が入るのは十一月とか十二月ころが多い。そうすると大がいの局は募集を大体完了しておる。完了しておるのだからいゝようなものですけれども、うんと募集しようという熱意があるときは、もう完了してゐるのだから、これは来年に回せ、こゝういふことになる。しかし、来年に回つて、一月ころまでにお百姓さんにその金がたくわえられていて、保険に入るかどうか、これは非常に疑問なんですね。だから、会計年度と同じようにすれば、募集の中間ですから、お百姓さんがふところが多くなつた時分に募集に行けるから、そゝういふふうにしてくれという要望が多いのですが、この点、どうですか、局長。

○政府委員(大塚茂君) 仰せられるような要望も地方の方からいろいろございます。しかし、その反面におきまして、また、一月という時期が最もいいのだといふような声もあるのをごさいます。慎重に考慮いたしておる段階でございますが、一月から二月までという暦年制をとりました理由は、さつきおつしやられましたように、従来は主として農村とか特定局方面の募集のしやすさといふこと、お百姓さんの金があるうち、また、ひまのうちにいるときといふことが募集に最もよからうといふようなことで、一月からスタートを切るというふうなことになつたわけでございます。なお、同じ郵政省の中で、郵便貯金との関係もございまして、貯金が毎年四月から増強運動といふようなことをやつておられます。それで、それと競合しても工合が悪いといふ点、それから保険の強調をやりました場合は、貯金の方

にそう大した影響はないようでございますが、貯金の増強運動をやつたあとで保険の増強といふ点、募集強調をやりますと、保険は非常な箱手をこゝむるといふ過去の経験等から見まして、やはり一月にスタートを保險として切つた方がよからうといふことで一月にしたわけでございますが、だんだん募集の実態が、都会の方に募集が多くなつてきておるといふような現実もございまして、そゝういふ面も考へあわせて目下研究中でございます。

○光村基助君 最後に、御要望申し上げて質問を終わりたいと思つて、定員の問題でも、未端の管理者の方からもつと定員をふやしてくれといふ要望もありまして、こゝういふ点も一つ今後努力していただきたいと思つて、こゝういふものは、五時に帰らうと思つたら、三時ごろに集金を終えて帰つてこなければ實際上五時に帰れない場合が多い。だから、大がいの保險の集金人といふものは、超過勤務手当なしで六時ごろまで働いておるのが實際常識なんです。だから、そゝういふ面でも今後考へて、従業員のために一つもう少し研究していただきたいといふこと、もう一つは、何べんも繰り返すようですが、民間保險との競合といふ点で、民間保險が、民業圧迫だと騒いでおりますが、そゝうして逆に最近は何易保險の方を民間が圧迫しておるといふような事実がございまして、少くとも次の国会には、やはり相當の引き上げを行なつてもらうといふこと、簡易保險ができてからできた民間保險もあるわけですね。非常に小さい保險なんです。こゝういふ資本のために、大衆の郵便の簡易保險といふものが圧迫されなければならぬ理由一つもありませんので、ぜひこの面も考へていただきまして、次の国会には、少くともやはりわれわれが納得するような引き上げをやつてもらいたいと思つて、私を質問を終わりたいと思つて、私の質問を終わりたいと思つて、この間、大臣おいでにならなかつたのですが、今、光村君が言われたのに関連してありますが、どうも貯金と保險を混同して考へておる傾向があるのです。貯金といふのは、御存じのように、約束した利率のものを利息として払えばこれで運用者は満点なんです。それから、保險は、保險料を払つて、保險金をもらつて、協定の約束をしましても、世界全国も經營をうまくやつて保險金のほかに配当をするとか、いろんなことでだんだん給付を多くする、従つて、そのことをやるのが事業者の非常な腕であり、責任である。ところが、簡易保險の方も約束した保險金は当然払いますが、民間の方がだんだん勉強して配当をたくさんする。それに対して簡易保險も負けないだけのものをやるとなれば、運用といふことが非常に大事なんです。それから同時に、簡易保險ができた當時は、國家の財政資金としてこれを使うことは絶対いかぬといふ強い反対があつたのです。ところが、最近になると、加入者の利益を考へるよりも、まゝとまつた金を國家財政資金の方に充てる方に主力が行つてゐるのじゃないかといふ気がいたします。悪いことじゃありませんが、その限度は、簡易保險の加入者の利益がある限度までは持つて、こゝういふことにはなつていかぬ。

従つて、積立金の運用も、郵政大臣が主力でやらなければいかぬという理由は今この点にあるのです。実は大蔵省が戦時中やったのは、私の責任で、賀屋さんの大臣のときに私が判こを押して証文を取りかわして戦時中の便法としてあれをやつたのですが、そのままになつて今きておる。こういう点でも少し運用面を、簡易保険の積立金の運用は郵便貯金の運用と違うのだから、郵政大臣が事業全体とにらみ合せて、利率なり貸付先をきめなければならぬという大上段のかまえてあの問題を片づけていただきたいということが一つであります。

それからもう一つは、今の民業圧迫であります。これは去年、私ちよつと質問したのですが、昔は簡易保険と一般保険とは全然保険の種類が違つてゐるのです。無診査月掛というのは簡易保険で、これは民業には許さなかつた。それを終戦後そういう独特な制度を民業の方に許してしまつた。これは圧迫も圧迫、簡易保険の圧迫を政府が民業をしてやらしたわけで、いろいろめんどうなことが起るの当然なんです。大きな考え方からいへば、簡易保険が圧迫されているという事は、政府が簡易保険だけにしか許さなかつた無診査保険を民業に許したという根本的な方針の変更があるように思われますので、この点も昔ほど遠慮しなくともいいんじゃないかという気がいたします。どうぞ一つ大臣の辣腕でこういう問題を片づけてもらいたい。

○委員長(宮田重文君) 以上をもつて本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(宮田重文君) 御異議ないと認めます。よつて質疑は終局いたしました。

それでは直ちに討論に入ります。
○山田節男君 私、日本社会党を代表いたしまして、以下述べまする条件を郵政大臣が早急に実現されることを希望いたします。賛成いたします。

本委員会がこの議案につきましてはるる大臣の説明があり、各委員の質問もございました。今回の二十五万円に保険金の最高制限額を上げるのいきさつにつきましても、郵政大臣からする御説明を受けたのであります。この議案は、従来ほとんど毎通常国会、最高制限額を上げるという修正案が出るのであります。これはもうすでに論議の必要はございませんが、その理由は、この委員会であるの明らかになされたように、必ずしも民業を圧迫する、あるいは金融界の一部の人からこれに強い反対を受けるといふような、そういう圧力のために簡易生命保険の持つてゐる社会性と申しますか、社会福祉的な本質がいつまでもゆがめられるということ、これはまことに残念なことでありまして、どうか大臣におかれましては、次回におきましては、もちろん衆議院の付帯決議にありましますように、この趣旨は一つ十分責任をもつて折衝をされまして、本案の今後たびたび修正されることのないように、思い切つて一つ最高制限額をしっかりとした基礎の上に立てられるということについて、最大の努力を払つていただくと、これを強く希望いたします。本案に賛成するものであります。

○委員長(宮田重文君) 以上をもつて討論を終局し、直ちに採決に入ります。簡易生命保険法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(宮田重文君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(宮田重文君) 次に、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

直ちに本案の討論に入ります。別に御発言もなければ、以上をもつて討論を終局し、直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(宮田重文君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(宮田重文君) 次に、郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

直ちに討論に入ります。別に御発言もなければ、以上をもつて討論を終局し、直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

次に、以上決定いたしました三案の本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願います。順次御署名を願います。

- 多数意見者署名
- 手島 栄
 - 長谷部ひろ
 - 黒川 武雄
 - 山田 節男
 - 横川 信夫
 - 石坂 豊一
 - 松平 勇雄
 - 新谷寅三郎
 - 前田佳都男
 - 光村 甚助
 - 御木 亨弘

○國務大臣(田中角榮君) どうもありがたうございました。

○委員長(宮田重文君) 委員会は、これにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

- 三月十二日日本委員会に左の案件を付託された。
- 一、鹿児島県鹿屋電報電話局舎建設促進等に関する請願(第九四一号)
 - 一、簡易生命保険の制限額引上げに関する請願(第一〇四九号)
 - 一、簡易生命保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に関する請願(第一〇五〇号)
 - 一、簡易生命保険の制限額引上げに関する請願(第一〇五四号)
 - 一、簡易生命保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に関する請願(第一〇五五号)
 - 一、北海道釧路市新橋大通に無集配特定郵便局設置の請願(第一〇五六号)

第九四一号 昭和三十三年二月二十八日受理

鹿児島県鹿屋電報電話局舎建設促進等に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市議會議長 和田義太郎外一名

紹介議員 田中 茂穂君

第一〇四九号 昭和三十三年三月五日受理

簡易生命保険の制限額引上げに関する請願

請願者 北海道千歳郡千歳町本町一丁目千歳町簡易保険加入者の会内 中川 英男

紹介議員 千葉 信君

現在の国民生活の状況等からみて、簡易生命保険の保険金最高制限額二十万円は低く、保険の効果が乏しいから、保険金が国民生活に本當に役立つことのできるよう、制限額を五十万円程度まで引き上げられたいと請願。

第一〇五〇号 昭和三十三年三月五日受理

簡易生命保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に関する請願

請願者 北海道千歳郡千歳町本町一丁目千歳町簡易保

第九四一号 昭和三十三年二月二十八日受理

加入者の会内 中川

英男

紹介議員 千葉 信君

簡易生命保険、郵便年金の積立金は、地方への還元と公共への利益のために融資するのを本旨として積極的に地方における産業の発展、文化の向上、教育の振興に大きな役割を果しているのであるから、更に一段と融資の拡大をはかり余剰金等の管理運用についても郵政大臣の所管に移し完全なる運用態勢の確立を期せられたいとの請願。

第一〇五四号 昭和三十三年三月六日受理

簡易生命保険の制限額引上げに関する請願

請願者 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

紹介議員 北 勝太郎君

この請願の趣旨は、第一〇四九号と同じである。

第一〇五五号 昭和三十三年三月六日受理

簡易生命保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に関する請願

請願者 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

紹介議員 北 勝太郎君

この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇五六号 昭和三十三年三月六日受理

北海道釧路市新橋大通に無集配特定郵便局設置の請願

請願者 北海道釧路市新橋大通

二ノ二一 前野正外一

名

紹介議員 千葉 信君

釧路市新橋大通三丁目二十一番地は、釧路鳥取郵便局の集配区域内にあり、同局と共栄（無集配特定）郵便局との中間に位置するが、釧路市の産業経済の発展に伴う都市形勢の変移により同区域に激増する人口、住宅、公共機関等の実態に即応する通信機関の設置が市民から熱願せられているから、新橋大通三丁目二十一番地に無集配特定郵便局を設置せられたいとの請願。

第八号中正誤

ペシ段行

誤

正

一三セ 郵便為替貯 郵便振替貯
金法 金法